

# 鎌倉市教育大綱

～未来を拓け！ 共に育つ鎌倉～



## ❖ 鎌倉市教育大綱とは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、鎌倉市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

## ❖ 対象とする期間は

平成27年度から平成31年度までの5年間とし、必要に応じて、見直しを行うものとします。今後は、この大綱に基づき、市と教育委員会がより一層、相互に協力・連携して、教育、学術及び文化の振興を図ります。

## \* 策定に当たって

- ◇ かまくら教育プラン、鎌倉市生涯学習プランを基本とし、第3次鎌倉市総合計画、鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン、鎌倉市子ども・若者育成プランと調和を図りました。
- ◇ 基本理念とそれを実現するための5つの基本目標を掲げ、対象期間の5年間で、重点的に取り組む施策を示しました。

平成28年2月

## 基本理念

未来を拓く「生きる力」を育み、  
子どもも大人も共に学ぶ「共育」を進めます

### 【基本目標 1】 子どもの健やかな成長への支援

家庭教育はすべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠り所となるものです。乳幼児期における家族とのふれ合いは、子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操などを身につける上で重要な役割を担うものです。

家庭における教育や子育てを通じて、子どもと共に親もまた、様々なことを経験しながら育ち合うことができます。

幼児期においては、一人ひとりの持つ良さや可能性を見出し、その芽を伸ばすことを大切にした適切な環境を提供します。

子育て家庭に対しては、子育ての不安や悩みを解消するための環境の整備など、地域社会全体で子どもの健やかな成長を支援します。



### 【基本目標 2】 学校教育における豊かな学びの推進

子どもたちの学ぶ意欲を高めながら、子どもたちへのきめ細かい指導により、基礎的な知識・技能を身につけ、自ら考え、判断し、表現する力を育みます。子どもたちが人、社会、自然・環境とのかかわりの中で、社会性・道徳性を身につけ、共に生きる心を育み、国際的視野を広げ、自分への自信を持つことができるよう豊かな心や健やかな体を育成します。

自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養い、コミュニケーションを図る力を育て、いじめを生まない環境をつくります。

不登校の状況にある子どもたちには、社会的自立を図る視点から、学校は家庭に働きかけながら子どもとのかかわりを持ち、関係機関と連携したネットワークによる支援を進めます。

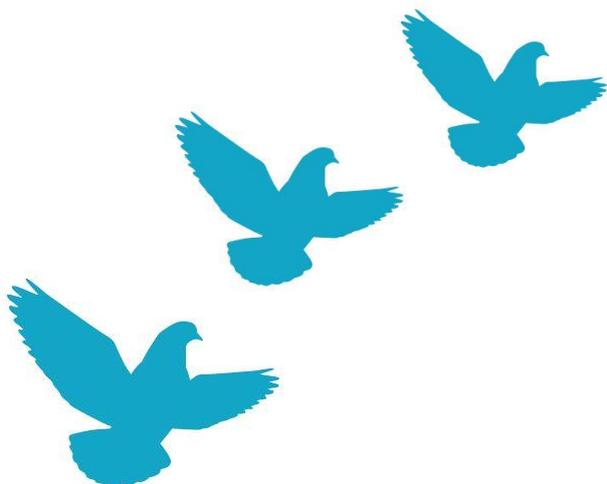
### 【基本目標3】 安心して生活できる安全な教育環境の整備

学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、ゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができるよう環境整備を進めます。

子どもたちの安心感は教職員との信頼関係が基盤となることから、教員の授業における指導力のさらなる向上と心身の健康維持に取り組みます。



### 【基本目標4】 青少年の健全な育成と支援



青少年が夢や希望をもって様々なことに挑戦し、多くの人の支えやかかわりの中で、社会性を育み、将来の鎌倉を担える自律した大人に成長するための環境をつくります。

スポーツ、文化、芸術を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、困難に直面している青少年を支援します。

### 【基本目標5】 豊かな資源を生かした生涯学習の推進

中世武家文化の中心として栄えた鎌倉は多くの文化財や史跡・名勝等があり、これらは周囲の自然環境と一体となって存在し、市民の大切な財産となっています。

こうした鎌倉固有の地域資源を活かし、様々な分野で活躍する人々の協力を得て、郷土の歴史や伝統、文化を学ぶ機会や場を提供します。子どもから大人までが生涯を通して学び、それを社会に生かす仕組みをつくります。

## 基本理念と基本目標を実現するために

### 期間内に重点的に取り組む施策

#### ◆放課後児童対策の充実

地域の方々の協力を得て、子どもたちが多様な体験・活動を行えるような居場所づくりとして、子どもの家と放課後子ども教室との一体型または連携型の実施を推進します。推進にあたっては、NPO、民間事業者等多様な主体との連携を図ります。

#### ◆生活困窮世帯への支援の充実

貧困の世代間連鎖を防ぐため、生活困窮世帯の子どもたちに、放課後や週末などに学習できる機会を提供します。保護者に対しては、経済的安定を図るとともに、様々な悩みに対応する相談体制を整えます。

#### ◆郷土学習の充実

子どもたちが鎌倉の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供し、郷土への愛着と豊かな人間性を育みます。文化財等の公開及び学習の場をつくり、貴重な歴史的遺産を守るための意識啓発を図ります。

#### ◆教育環境の整備

小中学校の空調設備や衛生設備の整備、中学校給食の実施のほか、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うための環境を整えます。教職員が心身の健康を維持するための支援を充実します。

#### ◆青少年の居場所づくりと支援体制の構築

自立困難な若者に対して、自己肯定感の持てる居場所づくりを進めるとともに、ひきこもり等の困難に直面している若者を支援するネットワークの構築を進めます。ボランティア活動や地域の活動などを通じて、社会参画を推進します。

